

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)(衆議院送付)

要旨

本件は、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、日本放送協会の平成二十年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定の事業収入は六千五百七十五億円、事業支出は六千四百七十二億円で、事業収支差金は百二億円である。この事業収支差金は、三十三億円を債務償還に充当し、残余の六十八億円を翌年度以降の財政安定のための繰越金とする。

二、事業計画

平成二十年度は、改革・新生に向けた三か年計画の最終年度として、NHKからできる放送を通しての放送の公共的役割の追求、地域放送充実への取組、国際放送による海外への情報発信の強化、地上デジタル放送の普及促進、新たな放送サービスの開発や放送の発展に向けた調査研究の推進、受信料の公平負

担に向けた契約収納活動の強化と経費の削減、視聴者との結びつきの強化等に重点を置いている。

三、資金計画

資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額六千八百八十六億円、事業経費、建設経費、長期借入金の返還等による出金総額六千八百億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、前年度収支予算を約二百億円上回る受信料収入を確保し、公共放送として国民・視聴者の要望に的確にこたえるべく放送サービスの充実に予算を重点配分しつつ、引き続き業務の見直しと経費削減を推進することとしていることから、収支予算等については、着実に遂行すべきものと認めるとしながら、将来に向けて一層改革を進めていくことが必要である旨の意見が付されている。